

# 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第3版）

## I 新型コロナウイルス感染防止対策における3つの重点

- 1 3つの密の回避に取り組みます。
- 2 手洗いの徹底に取り組みます。
- 3 換気の徹底に取り組みます。



## II 感染症対策

### I 心身の健康観察

#### (1) 家庭での健康観察

- ①保護者は、毎朝登校前に児童の検温を行い「けんこうかんさつカード」への記入・押印を行ってください。
- ②児童は、毎日「けんこうかんさつカード」を学級担任に提出します。
  - 発熱やかぜ症状（せき、のどの痛み、だるさ、息苦しい等）、味覚や嗅覚の異常がある場合は、学校をお休みさせてください。この場合欠席扱いにはならず、出席停止扱いとなります。
  - 前日に発熱があった場合も、無理をせず学校をお休みさせてください。
  - 同居する家族に体調不良や風邪症状がみられる場合は、登校しないようにご協力をお願いします。この場合欠席扱いにはならず、出席停止扱いとなります。
  - お子さんや同居する家族の方がPCR検査を受ける場合や濃厚接触者になった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。

#### (2) 学校での健康観察

- ①学級担任は、これまでの健康観察に加えて、児童が持参した「けんこうかんさつカード」を確認します。
- ②学級担任及び授業指導者は、授業毎に児童の様子を観察し、健康状態の把握を行います。
- ③発熱やかぜ症状（せき、のどの痛み、だるさ、息苦しい等）が見られた場合は、保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。症状がなくなるまで学校をお休みください。
- ④「発熱やかぜ症状の児童」が出た場合は保健室で対応し、「頭痛、腹痛などの体調不良や軽微なけがをした児童」は職員室で対応するなど、接触を避ける対応を行います。

#### (3) 心のケアについて

- ①心理的なストレスを抱えている児童への対応については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から児童の状況を把握します。さらに教育相談の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して、心の健康問題に適切に対応します。

## 2 学校生活における基本的な感染症対策の取組

#### (1) 手洗いの徹底について

- ①正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いの徹底を行います。
- ②「手洗いの6つのタイミング」についての指導を徹底します。

『外から教室に入るとき』 『咳やくしゃみ、鼻をかんだとき』 『給食の前後』  
『掃除の後』 『共有のものを触ったとき』 『トイレの後』

- ③各教室に「正しい手の洗い方」「咳エチケット」についてのポスター掲示を行い、指導します。
- ④手洗い後、清潔を保つため清潔なハンカチを持たせてください。また、鼻をかむなどのためにティッシュを持たせてください。

## (2) マスク着用について

### ① 児童にはマスクを着用させてください。

- ・忘れた場合にいつでも着けられるよう、予備としてマスク2～3枚をビニール袋等に入れてランドセルに入れて置いてください。
- ・手作りマスクについては、「文科省：マスクの作り方」等のHPを参照ください。

### ② 体育をする時も、マスクを着けます。激しい運動等で外す必要がある際は、短時間にします。衛生面や紛失防止などを考慮し、マスクを入れる袋（歯磨きセットを入れる巾着袋等）を学校に持たせてください。

### ③ 学校職員はマスクを着用します。

### ④ 登下校及び地域で遊ぶ時や外出する時等も、マスクを着用させてください。

## (3) 教室、職員室の換気について

### ① 常時換気を行います。

### ② 窓、出入り口の扉を対角線上に2ヶ所を10～15cm程度開けます。（吸気と排気空気の流れを作ります。）

### ③ 業間や休み時間は、窓や出入り口を広く開け換気します。

### ④ 教室内の空気の流れを作るため、扇風機を活用します。

### ⑤ 気温が低い場合は暖房を使用しますが、保護者も衣類で調節できるように配慮してください。

### ⑥ 体育館で体育をする場合、扉を開けて換気します。風の強い日は、床の近くの小窓を少しだけ開けて換気します。

## (4) 水分補給について

### ① 感染予防及び熱中症対策のため、水筒（水か麦茶）を学校に持たせてください。こまめに水分補給するよう指導します。毎日、持ち帰り衛生面に注意してください。

## (5) 児童同士の距離の確保について

### ① 座席間を離して配置し、児童同士の距離をできるだけ確保します。

### ② 距離を離して発言や発声する等、感染状況や児童の実態に応じ各学級・学年で工夫します。

## (6) 校内設備の消毒について

### ① 教室やトイレ等の場所で多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ蛇口等）は、1日1回以上消毒薬（消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭します。消毒作業は学校職員で行います。

## (7) 教具・用具について

### ① できる限り、教具・用具の共有は避けます。

### ② 共有教具・用具を使用した授業の後には、必ず手を洗うよう指導します。

### ③ 共有しなければならない教具・用具は使用後、適宜、消毒薬で清拭します。

## (8) 清掃時の留意点について

### ① 全ての窓を大きく開けて清掃します。

### ② 不要な接触を避け、距離を保ちながら清掃するよう指導します。

### ③ 雑巾の共用を避け、自分専用の雑巾を使用させます。

### ④ 終了後は必ず石けんで手を洗うよう指導します。

### (9) 登校・下校時の留意点について

- ① 登校・下校時においてもマスク着用を基本とします。体調、その場の状況、気象状況によりマスク着脱の判断を指導します。

### (10) 給食時の留意事項

#### ① 給食の配膳・片付け時の留意点

- ・担任は、「給食当番点検表」のチェックを必ず行います。
- ・給食当番は配膳前の手洗い・アルコールの手指消毒を徹底させます。
- ・給食当番以外の児童は石けんで手を洗うよう指導します。
- ・配膳や片付けで並ぶ際は、十分な間隔を開けます。また、グループに分けて配膳する等、多人数で並ぶことが無いように指導します。

#### ② 給食時の留意点

- ・食べる直前までマスクを着用させます。外したマスクは机の端に置かせます。
- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて、会話を控えて食べるよう指導します。

#### ③ 給食後の歯磨きは、飛沫飛散防止のため当面中止します。

- ・朝夜の歯磨きを入念にさせていただきますようお願いいたします。

### (11) 学校職員の感染症対策について

- ① 出勤前に検温や健康観察を行い、出勤後「教職員健康確認表」に記入します。
- ② 石けんによる手洗いを徹底し、勤務中はマスクを着用します。
- ③ 発熱やかぜの症状（せき・のどの痛み・だるさ・息苦しさ等）がある場合は、学校を休んだり、早退したりします。

### (12) 出席停止について

#### ① 出席停止として扱うもの

- ・感染が判明した場合
- ・濃厚接触者に特定された場合
- ・家族がPCR検査を受ける場合、家族に発熱・体調不良が見られた場合
- ・発熱やかぜ症状がみられた場合  
（ただし、花粉症・喘息・アレルギー関係の咳は含まれません）
- ・新型コロナウイルスに係る心配等があり、登校に不安がある場合

## 3 感染症対策の留意点

### (1) 免疫力について

- ① 児童の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。

### (2) 基礎疾患のある児童について

- ① 医療的ケアを必要とする児童については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態に等に基づき個別に登校の判断をしてください。

- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をお願いします。お休みしても、欠席ではなく出席停止扱いになります。

### (3) 家庭の感染症対策について

- ① 児童や同居するご家族の方が、かぜ症状が続く場合や体の強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、かかりつけの医療機関や県電話相談窓口にご相談し、指示を受け対応するようお願いします。

- ② 児童や同居するご家族の方が、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合、PCR検査を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。

### Ⅲ 教育活動における具体の取組

#### 1 各教科等の指導について

(1)各教科等の指導においても、学校職員・児童は基本マスクを着用し、身体接触、近距離（ペア・小集団等）での会話を避ける等の文部科学省のガイドラインに示す感染症対策を講じます。

しかし、対策を講じてもなお感染性が高い活動と対応については次の通りとします。

①たてわり活動は、感染状況をみて行います。

②校外学習は、感染状況をみて実施します。

③音楽科

・リズム学習、鑑賞の学習を中心に行います。

・歌唱・合唱指導は、マスクをかけたままで、大きな声では歌わせません。時間は10分程度とします。

・合奏指導は、感染状況をみて行います。

④家庭科

・調理などの実習については、感染状況をみて実施します。

⑤体育科

・個人や少人数での運動に限定し、密集や接触を避け、距離を取って行うことができる運動を行う等の工夫をします。

⑥各教科等に共通する対策

・特別教室使用の際は、使用後手洗いを徹底するよう指導します。

・パソコン室等で調べ学習を行った後は手洗いを徹底し、機器等の消毒を行います。

・学習の指導方法や学習形態については、感染予防の観点から工夫します。

(2)臨時休業になった場合の学習について

①学び残しがないように、各教科の指導時数と指導内容と照らし合わせ、確実に取り組むようにいたします。

②出席停止等で長期間お休み場合には、家庭学習のプリント等を配布し学習を支援していきます。

#### 2 休み時間について

(1)固定遊具・ボール等の共有をして遊んだ場合は手洗いを徹底するよう指導します。

(2)図書室の本は、学年毎にするなど分散して貸し出しを行います。

・図書室を利用する場合、利用前と利用後に手指消毒を行います。

・自宅から読書用の本を持参します。（友達との貸し借りはしません）

(3)体づくり運動（短縄跳びやかっこ等）の遊びを工夫して取り組むよう指導します。

#### 参考資料

・利府町教育委員会 年度始めの新型コロナウイルス感染症の感染予防について

・文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～の改訂

・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A の更新